

No.	対象書類	質問	回答
1	募集要項 9ページ	<p>9 自主事業</p> <p>(2) 行政財産の目的外使用</p> <p>・ 食堂スペースに閉場期間中も通年で物品を保管した場合、その期間中も行政財産使用料がかかるのか、また、かかる場合の算出方法もご教示願いたい。</p>	<p>・ 軽食堂を設置する場合の行政財産使用料は、営業の有無に関係なく、行政財産の使用面積に応じて必要となります。算定方法もスケート場開設期間中と同様です。</p>
2	管理業務 処理要領 6ページ	<p>2 組織体制および従業員等の配置</p> <p>(2) 従業員の配置</p> <p>・ ①のただし書きについて 「ただし、氷上管理部門については専門性が高いことなどを理由として、教育委員会の承認を得て業務の一部を第三者に委託する場合は、委託先の従業員に代えることができる」とあるが、提案時点で承認願が必要か、書式等があればご教示願いたい。</p>	<p>・ 管理業務の一部を第三者に委託する場合の申請書は、提案時点ではなく、施設の管理に関する協定書締結後に規定に基づき提出が必要となります。なお、様式の指定は特にありません。</p>